

福岡県田川地区消防組合議会傍聴規則

〔平成 13 年 2 月 19 日〕
議会規則第 1 号

改正 平成 14 年 6 月 24 日議会規則第 1 号 平成 17 年 11 月 21 日議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券(様式第 1 号)又は傍聴証(様式第 2 号)の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 4 条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第 5 条 傍聴証は、報道関係者及びその他の者で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第 6 条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で係員に傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第 7 条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは傍聴券又は傍聴証を掲示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第 8 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終つたときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 9 条 傍聴人(報道関係者を除く。以下同じ。)の定員は、15 名とする。

2 議長は前項に規定する定員のうち、福岡県田川地区消防組合職員の傍聴人の数を制限することができる。

3 議長は、傍聴人が第 1 項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者であっても入場させないことができる。

(議場への入場禁止)

第 10 条 傍聴人は、定められた傍聴席以外の議場へ立入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 11 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持つている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持つている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 12 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いしその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第 13 条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影及び録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 14 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 15 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 16 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長がこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年議会規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

傍 聴 券

福岡県田川地区消防組合議会傍聴券

通用期間 当日限り

年 月 日

福岡県田川地区消防組合議会 印

傍 聴 心 得

- 1 傍聴席では次のことがらを守ってください。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論、放歌、高笑いその他会議の妨害となる行為をしないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をして示威行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻類を着用しないこと。
 - (5) 飲酒、喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

- 2 傍聴席では係員の指示に従い、議長が退場その他の指示をした場合直ちに從つてください。

様式第2号(第3条関係)

傍 聴 証

福岡県田川地区消防組合議会傍聴証

社名又

は住所

氏 名

通用期間

年

第

回

期中

定例会

臨時会

福岡県田川地区消防組合議会印

傍 聴 心 得

- 1 傍聴の際は必ず本証を所持して下さい。
- 2 傍聴の際は所定の席に着席して下さい。
- 3 福岡県田川地区消防組合議会傍聴規則をじゅん守して下さい。
- 4 議長が退場その他の指示をした場合、直ちに従つて下さい。
- 5 この会期が終わつたときは、直ちに本証を返還して下さい。